

議案第 38 号

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例

小田原市駅前広場条例（昭和 50 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 一般車駐車場（以下「駐車場」という。）

第 2 条の 2 第 2 項中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改める。

第 7 条の 5 中「前条第 1 項」を「第 7 条の 4 第 1 項」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、「別表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 駐車場を使用する者は、別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。

第 7 条の 5 を第 7 条の 7 とし、第 7 条の 4 の次に次の 2 条を加える。

（駐車場の供用時間）

第 7 条の 5 駐車場の供用時間は、終日とする。

（駐車場の使用制限等）

第 7 条の 6 駐車場内においては、自動車の駐車場所として区画された場所以外の場所に自動車を駐車してはならない。

2 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）のうち、長さ 5 メートル以下であり、かつ、幅 2 メートル以下であるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車することができない。

(1) 発火又は引火のおそれのある物品を積載している自動車

(2) 駐車場の施設を損傷するおそれのある自動車

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる自動車

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 駐車場の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を当該駐車場から出場させる際に徴収する。

第 9 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 11 条第 1 号中「占有者又は使用者（以下「占有者等」という。）」を「占有者等（占有者又は使用者（第 7 条の 7 第 1 項に規定する者及び駐車場を使用する者をい

う。)をいう。以下同じ。)」に改める。

第20条中「の5倍」の次に「(駐車場の使用料にあつては、2倍)」を加える。

別表中「第7条の5」を「第7条の7」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第7条の7関係)

単位	金額
20分ごと	200円(最初の20分にあつては、零)

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国府津駅広場の安全性及び利便性の向上を図るための拡張整備に伴い、一般車駐車場を附設するため提案するものであります。